

## 第2回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年10月3日（月）10:00～11:49
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：  
（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、  
原英史、吉田晴乃  
（専門委員）大崎貞和、佐久間総一郎  
（政府）務台大臣政務官、羽深内閣府審議官  
（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、石崎参事官、大槻参事官  
（内閣官房）広瀬日本経済再生総合事務局次長  
（内閣府）籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当）

4. 議題：  
（開会）
  1. 他部局における先行的取組の検討状況
  2. 諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組
  3. 「規制・行政手続コスト」の考え方
  4. 事業者ニーズの把握の進め方

（閉会）

### 5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第2回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、川田専門委員、國領専門委員、堤専門委員が御欠席でございます。

また、大田議長にも御出席をいただいております。

さらには、務台大臣政務官にも御出席を頂戴しております。ありがとうございます。

早速、議事1に入ります。規制改革行政手続の簡素化、ITの一体的推進については、参考資料1にございますように、先行的取組として具体策を検討するという事になっております。

まず、外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続の抜本的な簡素化の検討状況につきまして、内閣府の籠宮審議官より御説明を頂戴したいと思います。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当） 内閣府の籠宮と申します。お手元の資料1で御説明させていただきます。

「対日直接投資推進会議」という会議がございまして、石原経済財政政策担当大臣のもとに、6人の大臣と12人の有識者で構成している対日投資全体を推進する会議がございませう。その中で、先ほど御紹介のありました規制・行政手続の改革ということで、「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」というものを開催しております。1ページのとおり、5月20日に対日直接投資推進会議決定により開催しております。趣旨、構成等は、このページを御覧いただければと思います。

2ページ目がそのメンバー表でございまして、早稲田大学の浦田先生に座長をお願いしております。また、座長代理には、本日こちらの部会のメンバーとして御出席されていませう大崎先生をお願いしているところであります。そのほか、行政書士の方、自治体の方、外国企業の方、ジェトロの方などに加わっていただいているところでございませう。

3ページ目でございませうけれども、外国企業からは日本の投資環境の阻害要因として、行政手続や規制の負担感が指摘されてございまして、このワーキング・グループにおきまして、先ほど御紹介のありましたように、こちらの部会に対して先行的な取組としてやっていくということを決めているところでございませう。

ちなみに、4ページ目はジェトロによるアンケート結果でございませう。これは今年の6月に外国企業を対象にジェトロがアンケートを実施したもので、回答率はそんなに高くないのですけれども、どういったことが行政手続等で阻害要因として問題があるかということで、かなり分散してございまして、左のほうを見ていただきますと、会社登記の関係、税務の関係、社会保険の関係、労務の関係、在留資格の関係などが多いほか、その下のほうの製品安全基準に関する手続なども多い形になっていませう。

また、横の阻害要因のパターンを見ていただきますと、行政手続の複雑さ、規制の多さ、許認可制度の厳しさといったあたりが割と多いようではございませうけれども、規制・許認可の国際的不調和といったところが挙げられている項目もあございませう。

私どものワーキング・グループで、さらにこれは外国企業から具体的にどういった問題があるかということを一箇一箇聞いて、それを解決していくわけではございませうが、その課題の例として挙げられているものを御紹介したのが5ページではございませう。

例えば、法人設立の登記ではございませうけれども、登記に際しては印鑑証明書が必要ではございませうが、当然これは日本では慣行として定着してございませうけれども、外国の方はサインということになりまして、そのサインが真正である証明書を取得することに手間がかかるとか、それから日本の法人設立手続では金融機関に資本金を払い込んで、資本金が既にこの口座に入っておりますという証明書を提出することが必要となっております。これは法人設立以前ではございませうので、法人の口座ではなく、その法人をつくらうとしている親企業とか、あるいは代表者の方が口座をつくらなければいけないわけではございませうけれども、そういった方々が外国にいる場合は銀行口座を開設することに手間がかかるとございませう。

それから、在留資格関連ではございませうが、設立にかかわらず外国企業が日本で事業活動をやっているとして、外国の親企業から人を呼んできたりとか、あるいは自分自身

が来たりとか、そういったことがいろいろあるわけですが、その在留資格の認定や更新に時間がかかったり、見通せないこともありますし、更新などの場合でも窓口に向いて手続をしなければならないということも言われております。

それから、税・社会保険・労務などで、それぞれの窓口での手続が必要であるといったこと、あるいは手続が大変だといったことが言われております。

次の4は、かなり個別の分野によっていろいろ異なると思いますが、ここでは化粧品や食器などが事例として挙げられていましたので書いておりますけれども、輸入に關しての届出や検査、表示などの対応、あるいは海外での検査データがそのまま使えるかどうかといったようなことが言われております。

それと、やはり言葉の違いというのが非常に大きいので、外国語が原文の資料について翻訳が必要なのかどうか。それから、個別分野の許認可、規制について要件が厳しいとか、手続に時間がかかるといったようなことも言われております。

私どものワーキング・グループにつきまして、6ページでございますけれども、8月17日に第1回を開催したところであります。このとき、全体のワーキングの進め方と、今御紹介しました、会社の法人設立登記關連の手続について議論をさせていただいたところでございます。以降、数回議論をいたしまして、年内に中間的な取りまとめをして、来年6月を目途に具体策を決定していくということを考えております。ここでは、10月か11月にかけてワーキング・グループを開催と書いておりますけれども、2回目は今週のうちに開こうとしているところでございます。

私から以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

御質問等は次の説明の後にお願いしたいと思います。

続きまして、外国企業の日本への投資活動に關する分野以外の検討状況につきまして、内閣官房日本經濟再生総合事務局の広瀬次長より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○広瀬日本經濟再生総合事務局次長 日本經濟再生総合事務局の広瀬でございます。

前回の會議で御説明いたしましたとおり、再興戰略2016の中で、事業者目線で規制改革、手続の簡素化、IT化を一体的に推進するということになっておりますが、この中で、先ほど参考資料1にあります2つ目のポツの対内直投以外の分野のところでは先行的な取組は何ができるのかというところを今検討しております。

資料を配付していないので、口頭で検討状況を説明したいと思います。

私どものほうで、正に対日直投以外のところ、正に外国企業にとってみてのビジネス環境もさることながら、日本の産業界を中心に、どうやって日本のビジネス環境をよくしていくのかといった観点で、いろいろな検討をこれからしていこうと思っております。

それで、前回の會議のところでも御紹介したように、私ども、以前ありました産業競争力會議といったものと未来投資に向けた官民対話を発展的に統合いたしまして、未来投資

会議という新たな会議を9月12日から開催してございます。

やることは2つございまして、1つは構造改革の総ざらい、もう1つは新しい技術革新をどう社会実装していくのかという、この2つ視点でいろいろな検討をこれからしていこうと思っております。

その中で、実は未来投資会議のもとで具体的な分野ごとに構造改革徹底推進会合という会合で、これは大臣レベルでの会合を4つの分野で開催をしております。1つ目が、第4次産業革命イノベーションという領域、2つ目が企業制度改革産業構造改革、人材とか、3つ目が医療、介護、ヘルスケア、4つ目がローカルアベノミクスということで、農業、観光、スポーツ、こういった分野に分けて、正に構造改革を徹底的に進めるために何が必要なのか、そして新しい技術開発を社会実装していく上で何が障害になるのかといったことを集中的にこれから議論をしております。

今、宿題をいただいております先行的取組のところも、正にこうした議論をしていく中で、民間企業の方々、あるいは関係省庁からヒアリングをいたしまして、その中からこの一体的な推進に資する先行的な取組のところを掘り出しまして、タマにしていきたいと思っております。

網羅的にあらゆる領域のところを精査するというふうにやりますと、どうしても広く薄くなってしまうものですから、どちらかといいますと、結構ニーズが高い分野、それも対内直投のところに出てくるものと重複しないようにうまく工夫をしながら、ニーズが高くて、正にこの場での本格的な取組の参考になるものを抽出して、検討して、年内に大体こんなところがタマじゃないかといったことを取りまとめて、また御報告したいと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。10分間ぐらいを予定しておりますが、いかがでしょうか。

それでは、大崎専門委員、よろしくお願ひします。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

1点だけ質問なのですが、重点分野について今後検討されるというお話をいただいたわけなのですが、何となくこの辺みたいな目星みたいなものがあれば教えていただきたいと思ひます。

○高橋部会長 どちらですか。広瀬さんですか。

○大崎専門委員 広瀬さん。

○高橋部会長 広瀬次長、よろしくお願ひします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ここというふうに特段絞り込んでいるわけではございません。今ありますのが、さっき申し上げた4つの分野のところ徹底的に掘り下げていこうと思っておりますので、そういうところの中から出てくることを期待しております。

前回さっと御報告しましたけれども、例えば事業者の観点で、例えば産業保安とか、そういった分野で、これは恐らく既存の制度をもとにしても、今のグローバル化の構造の中から見ると、やはり日本の規制あるいは手続というのは結構煩雑なのではないかと。そういったことが結構声としては出てまいります。それから、やや重なる部分はあるかもしれませんが、これから4次産業革命という新しい技術革新をやっていくといったときに、5年後、10年後を考えていくと、今の制度が相当時代遅れにもうなっているし、どんどんなっていくのではないかと。こういったところを掘り下げながら、ここぞというものを見つけていきたいと思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。ほかに御質問等があれば、よろしく申し上げます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 お話を伺っていて、当然のことなのですけれども、いろいろ重複するところがあるのだろうなと思っております。正にここの部会でも、今の重点分野を毎回真剣に議論させていただいていますが、こうしたプロセスを経て、全体像が把握できるようになると考えていいのでしょうか。いくつかの委員会や部会などあるようですが、全体的な連携はあると考えいいのでしょうか。

○高橋部会長 事務局のほうで。

○吉田委員 事務局のほうで連絡を取っていただいているのですか。

○高橋部会長 では、刀禰次長、よろしく申し上げます。

○刀禰次長 前回ご説明のあった閣議決定の前の段階から、政府内でどういう分担をしてやっていくかという議論を行い、今回このような形になったわけでございまして、その後、俗にパート1、パート2、パート3と呼んでおりまして、我々はパート3になるわけですが、3つの部局で、本日御出席いただいている審議官、次長と私のレベルで大体月に1～2回打合せもやっておりますし、その下のレベルではもっと日常的にいろいろな議論をしております。

その中で、例えば、本日はこの部会に御出席いただいて御説明いただくということで、部会長に御相談して来ていただいたわけですし、今後、部会の場でも適切なタイミングで情報共有いたしますし、日常的にもしっかりやってまいりたいと思っております。

○吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 いろいろと御質問いただければと思います。

まず、籠宮様にお聞きしたいのですが、一応日程が示されているのですけれども、最終的にはどういう形で取りまとめというか、形式で、そういうことはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当） 私どものところでは「対日直接投資推進会議」という親の会議がありまして、ここが石原経済財政政策担当大臣主宰になっておりますので、ワーキング・グループで取りまとめた後は、この推進会議で何らかの政策パッケージとして取りまとめるのではないかと考えております。

ただ、来年6月というのを時期として書いておりますのは、これは規制改革の方もそうかもしれませんが、今、日本の経済政策の決定プロセスで、6月に骨太の方針を取りまとめる、あるいは成長戦略を取りまとめるものが大体この時期に集中しております。そちらの方と重なってくるものが多いと思いますので、結局、6月にいろいろなものがまとまって決まっていくところが1つのゴールになると考えています。それに合わせて私どものところも作業を進めていくのではないかと考えております。

○高橋部会長 明確な答えでございました。広瀬次長にも同じような御質問をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 私どものほうも、こういう形でということを決めているわけではございません。ただ、宿題をいただいておりますように、先ほど申しました、正にこの場で参考になるような先行的な取組のところを掘り出しまして、年内に取りまとめをしてお示しをするということでございます。

また、そういう中から、先行取組で既にこれをできるのだ、こうやるのだということに関係省庁と正に調整をした結果のものも出てくるかもしれませんし、場合によっては先ほど申し上げたように、4つの徹底推進会合の中で、これをとにかく今後の重点分野にすべきではないかといったものが出てくるかもしれません。そういったものは、またこの場でも御紹介しながら、パート3のところにも生かしていただくこともあり得るかと思っておりますので、そこら辺はまたいろいろ御相談させていただこうと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかに中身につきましていかがでしょうか。具体的にお示しいただいた中身もございませんが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○原委員 質問といいますか、コメントのようになるかもしれませんが、対日投資の関係でジェトロのアンケートの結果をお示しいただいておりますが、大体こんなことでお困りになっているなというイメージがほぼわかりましたけれども、これは一般的によく言われることながら、アンケートをするときには、聞き方によって答えの項目が大体規定されていくという面があるかと思っておりますので、その他の中にこれまで余り想定されていなかったような項目が出てきたのかどうかというところはきちんと検証していく必要があるのかなと思っております。

恐らく、今この4ページの表でお示しをいただいている阻害要因のリストでいきますと、前回この会議で議論になりましたような、民衆の規制でありますとか、自治体ごとに行政手続が異なっていて問題になるというところが必ずしも十分に浮かび上がってこないような聞き方をされているのではないかという気もいたしますから、その他の部分、これは次の5ページの下のところ2項目ほどお示しいただいておりますけれども、このあたり、後でも結構ですので、教えていただくことができましたらと思っております。

○籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当） このアンケートは、この他にさらに自由記

入欄がありますので、おっしゃったような項目も多少挙げられているところでもあります。

結局のところ、自由記入欄で書いても、まだ余りよくわからないところもありますので、実際にはヒアリングに行かせていただく、あるいはこのアンケートとは別に外国の企業の方に、あるいは外国の投資の手続をお手伝いされている行政書士や司法書士といった方にいろいろお話を聞きに行き、例えばこのような問題がありますという事例をまとめたものが資料1の5ページのようなものでありまして、これ以外にもいろいろあるのですけれども、なかなか問題を突き詰めていくと、どこが問題なのか、なかなかよくわからないところもありまして、今、いろいろ精査しているところでもあります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。議長、よろしく申し上げます。

○大田議長 籠宮さんに御質問なのですが、今の話に出ていましたアンケート結果で、「未選択」というのがすごく多いのですけれども、これはどんなふうに捉えればいいのでしょうか。よくわからないということなのか、それとも問題がないということなのか。

○籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当） アンケート結果ですので、問題がないということかどうかはわかりませんが、いずれにしてもどれも選ばれなかったということだと思います。

ちなみに、これは行政手続等についての阻害要因として聞いているのでありますが、本日はお持ちしておりませんが、対日投資の阻害要因は何ですかというアンケートをこの前にしております。その中では、今は割と多いのは行政手続・許認可等の複雑さ、グローバルな人材が余りいない、外国語の問題、このあたりが挙げられております。

実は、数年前までは、日本における投資コストが高いという回答が結構多かったのですが、最近それが少し減ってきていて、今は手続の話と外国語と人材の話というようなことが言われております。ですから、「対日直接投資推進会議」では、今年の5月と去年と政策パッケージを取りまとめているのですけれども、そこではどちらかいうと、そういったところに焦点を当てたことをやっております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

時間も参りましたので、それでは議題1につきましてはこれぐらいにさせていただきます。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

次に議事の2、「諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組」に移りたいと思います。

前回の会議では、諸外国の取組の概要についての説明がございましたが、今回は幾つかの国の具体的な取組について整理がされておりますので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○石崎参事官 それでは、資料2を御覧ください。「諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組」ということで、目次を見ていただければわかりますが、イギリス、デンマーク、ドイツ、カナダ、米国について国別に整理をさせていただいております。ほかにもフ

ランスやオランダがありますけれども、文献調査で今わかったところということで、この5カ国ということで挙げさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、まず、イギリスでありますけれども、前回、第1回に御報告しましたとおり、②にありますとおり、削減目標としては行政手続コストを25%削減する、これを2005年5月に決定した。ただし、歳入庁は10%、内閣府は35%、国家統計局は19%、その他記載の省庁については対象外となっております。

歳入庁について10%というのは前回も御報告しましたけれども、そのほかにも幾つかの省庁については例外的な事項があるということがございます。文献調査の性格上、まだ理由等についてはこれから調べなければならないと思っております。

それから、行政手続コストの測定手法としては、この前も御説明しました標準的費用モデル（SCM、Standard Cost Model）ということで、2005年5月から2006年5月に調査したということになっています。時点的に申しますと、削減目標というのを2005年5月に決定した後に行政手続コストの測定を行っているということがわかったということでもあります。

その次の3ページから5ページぐらいにかけまして、前回の資料でもお示したものですから、説明は割愛させていただきます。

6ページ目に行ってくださいまして、削減対象及び削減目標ということで、2015年から2020年にかけて、(a)の項目でありますけれども、100億ポンド削減する目標を2016年3月に設定し、また中間目標としては2018年になっている。

それから、そのときの規制の対象外としては、国民の緊急事態に対する規制、罰金等に関する規制であります。

7ページに行きますと、今、分かる範囲、2016年5月までのコスト削減額が省庁別に載っております。

8ページ目でありますけれども、Cutting Red Tape Reviewということでありまして、この前も説明しましたとおり、9の分野を重点分野としている。ただ、文献を見てみますと、対象分野を特定してレビューをしたということになっておりますから、その他の分野についても、その前のページの表を見ますと、重点ではないのですけれども、削減というのをやっている可能性が高いと思われれます。

それから、8ページの下にありますOne-in, Three-outと申しますけれども、追加的コスト1ポンド、何か新しい規制をやるとなると、規制緩和措置によって別の規制の削減額を3ポンド捻出する、One-in, Three-outというルールが定められているということでもあります。それに先立ちまして、2011年にOne-in, One-out、2013～2015年ではOne-in, Two-out、それがさらにOne-in, Three-outになったということでもあります。

その次の9ページに、どれだけOne-in, One-out、もしくはOne-in, Two-out、One-in, Three-outというのが実行されているかということが各省別に表で載っております。一番下に政府計とありますけれども、新規として32億ポンドコストがかかりましたが、53億ポンド分の規制を廃止しているということでもありますので、ネットで言うと21億ポンド削減、



係数で言っても119、213なので、One-in, One-outからOne-in, Three-outに移行していくという中で、大体1つ規制が入って2つぐらい規制が出ていったという感じだと思います。

その次の10ページがデンマークでありまして、10ページは前回の資料どおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ目でありますけれども、デンマークにおけるITの推進というのが載っております。(参考)というところでありまして、E-BOKS(電子私書箱)。デンマーク政府では、企業及び個人に対して電子私書箱の保持を義務づけて、行政側との情報伝達を一元化しているということで、公的機関から情報がこちらの電子私書箱のほうに一元的に通知されている。もしくは、もろもろの申請等がこの電子私書箱を通してなされるということになっているということでもあります。

12ページからドイツの取組が載っております。下のほうに載っておりますが、行政手続コストの削減効果が高かった上位10の取組でありまして、インボイスの保管ですとか、会計法近代化法の簡素化ですとか、そういったものがその次のページにかけまして10個の取組が載っております。

14ページが、これを省庁別に整理したものでありまして、省庁別の削減額が実績として記載のとおり載っております。

15ページがドイツの2011年以降の取組でありますけれども、ドイツに関しまして言いますと、削減対象額を拡大したということでありまして、もともとSCMというのは行政手続コストに限っていたのですけれども、それを(a)にありますように、間接的な金銭コスト、例えば環境要件を遵守するためのフィルター装置の投資費用などを新たに含めたり、毎年発生するコストに加えて1回限りのコストを含めたり、事業者のほかに一般市民、公的機関の負担も新たに対象としたり、そういった削減対象の拡大がなされているということでもあります。

16ページでありますけれども、One-in, One-out Ruleということで、イギリスにならしまして2015年7月からOne-in, One-out、1つ規制を入れた場合はそれと同等のコストを削減するというルールが適用されている。

それから、(c)にありますとおり、行政手続コスト指数の月次公表ということで、2012年1月の行政手続コストを100として、毎月標準的費用モデルに基づいて計算されている。そして、直近2016年6月でいうと98.97ということで、2012年1月よりは少し下がっていることが明らかになっております。

17ページからがカナダであります。カナダにつきましては、②の削減目標にあるとおり、20%の削減を目標としたということでもあります。

18ページがカナダの2011年以降の取組であります。削減目標自体は設定していないのですけれども、SCMモデルに従いましてOne-for-Oneルール。One-in, One-outルールと同じような取組ですとか、新規の規制を入れるときに、(b)にありますように、Small Business Lensといいまして、小規模事業者への配慮、チェックリスト20ほどの項目を設けて、小規

模事業者へのコストを最小化するということを推進したり、そういった取組がなされております。

20ページからが米国の取組であります。前回、米国はどうなっているかという御質問でしたが、米国に関しましては、標準的コストモデルそのものは用いていないのですが、書類作成負担、Paperwork Burdenということで、時間、タイムを削減するというので、そこに算式が書いてありますけれども、「書類作成負担」というのを「回答者一人当たりの情報提供時間」掛ける「回答者数」掛ける「年間の回答頻度」ということで、その回答に要する総時間を削減するというので設定しているということであります。

削減目標としては、下にありますとおり、1980年、随分古くからやっておりますけれども、やっている年、やっていない年、断続的に削減目標というのをつくっているということがわかっております。

21ページは割愛しまして、22ページの下が削減の実績でありまして、割と1980年代から90年代にかけては削減の効果が出ている年が多いと思われまして。

次に23ページからが標準的費用モデル、前回お示ししましたけれども、その補足であります。SCMにおいて測定される情報提供義務としてどんなものがヨーロッパにあるのかということでもありますけれども、ヨーロッパは許認可にとどまらず割と広くSCMを計測しておりまして、税務の申告でありますとか、2の許可申請、認定申請、届出、会社登記、それから6の補助金申請、あるいは検査・監督への協力ですとか、法令に基づき第三者宛てに表示する標識ですとか、こういったのも計測の対象としてきているところであります。

24ページを飛ばしまして25ページでありますけれども、SCMを測定するに当たってヨーロッパではどこまでを範囲にしたかということでもありますけれども、「事業者」の定義をどこまでにするのか、第三セクターとか慈善事業なども入れるのか入れないのかとか、あるいは先ほども言いましたとおり「強行法規」、許認可以外の「任意法規」、助成金の交付ですとか、統計への協力ですとか、そういったところも入れるのか入れないのか。あるいは、公共部門に限らず、政府に対する情報提供だけではなくて、第三者に対する情報提供も入れるのか入れないのか、そういったことについて国ごとに検討した上で、その国の実情に応じて決定しているというところであります。

途中のページを飛ばしまして、最後に28ページでありますけれども、海外の取組に係る追加調査の進め方ということでありまして、現在、分かる情報に基づいて国別でお示しいたしましたけれども、また、フランス、オランダ、それも含めまして、あるいは前回御質問いただいた事項ですとか、今回また御質問をいただくであろう事項なども含めまして、委託調査を考えておりまして、9月の中旬に委託先が決まりまして、11月の下旬に調査の終了を予定している。

また、これで対応できなかった場合は、担当官による現地調査ですとか、在外公館を通じた調査を行うことも検討したいと思っております。

私の説明としては以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願います。どうぞ、森下さん。

○森下部会長代理 イギリスとデンマーク、ドイツはみんな25%となっているのは、EUか何かで決まって25%なのですか。それとも各国で何となくえいやでやると25というのが出てきた数字なのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○石崎参事官 前回、一応開始時点を調べますと、オランダやデンマークが比較的先行していきまして、イギリスやドイツが少しおくれていますものですから、少なくとも統一的にEUで決めたということは我々の情報では入っておりませんものですから、割と先行事例の25%というのを、デンマークですとかオランダにならって他の国も決めていったのではないかと思います。

○森下部会長代理 さらにもう一点。One-in, Three-out、このイギリスの制度は非常にいいと思うのですけれども、だんだん厳しくなっているというか、One-in, One-outからOne-in, Two-outというふうになっている。これは何か理由があるのですか。結構厳しくするのは大変だろうと思うのですけれども、順調に行くので厳しくしているのか。それとも、結局One-in, One-outだとコストが削減できないので厳しくしているのか。その辺のところの事情はわかりますか。

○石崎参事官 これはまだ文献で調査しているだけです。経緯についてはまた別途調べたいと考えております。

○高橋部会長 吉田委員。

○吉田委員 今、調査対象国になっているところで、いわゆるマイナンバーを使っていない国というのはあるのでしょうか。どの国も多分ソーシャルセキュリティーナンバーのような制度を採用していると思っております。いかがですか。

○石崎参事官 これはまた後ほど調べさせていただきます。少なくともデンマークに関しては、電子私書箱で情報の伝達を義務づけていますから、恐らく何か。

○吉田委員 私が知る限りでは、大体調査対象国であれば、マイナンバーやソーシャルセキュリティーナンバーなどの制度を使っているはずなのですね。そこで25%の削減というのがでていますが、それは、正にIT化で実現されたと考えられます。いろいろな事務処理を縦に総合し、いくつかの業務分野をつくったとすると、それを横に関連づけるのがソーシャルセキュリティーナンバーのようなシステムになると思います。

同じ方式で初めて個人を特定するものができ、それに紐づく情報が整理される。まさしくITによる簡素化が促進される。少なくともイギリスに関してはこれを実践していると思います。日本もマイナンバーを活用すれば、同じように行政手続きの簡素化が可能です。マイナンバーの活用は大前提になると思っております。

この報告書では、各国の成果がまとめられていますが、日本で次に行うフォローアップ調査では、それに加えて、どのように実現されたのか、その点も調査していただければと思

います。IT化の過程で、重なる部分を削減して、どのように簡略化が達成し、BPR (Business Process Re-Engineering) 実現できたのか—そういう“ハウ”が物すごく大事になってくるのだろうという気がしています。

あと、コスト削減のところは、あくまでも事業者側でSCMという手法で出ているのですが、行政側のコストの削減の目標値というのは全くなかったのかなという点もぜひ調べていただければと思います。イギリスでは、IT化に際して、各部門、部署、省庁での中央政府のコスト削減を行ったと思うからです。IT化には初期投資が必要になります。例えば5年という期間でIT化を整備するとすると、初期投資とその償還はどうなっているのか、そのIT化による削減額がどうなっており、どのように実現されたのか。そういう情報もいただきたいと思います。

あと、この調査では欧米の国ばかりが対象になっていますが、実は韓国が物すごく先進的な取組をしているのです。我々経済界も興味を持って、いろいろな情報交換をしていますが、ぜひ調べてきてほしいなと思います。中央政府のIT化を韓国のサムソンとかLGの産業を育てるためにまず利用し、さらにそれをスタンダード化して、外部（海外）に売り出していると聞いています。まさしく成長戦略につなげるという意味でぜひ勉強したいところです。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 今、委員から御指摘の点は、またきちっと勉強して、できる範囲でやってみたいと思います。

今回の説明資料で常に我々事務局が気をつけていますのは、2000年代、00年代の取組と10年代の取組が大分違ってきているところがあるかと思っています。2000年代の取組で25%といろいろな国がやってきているわけですが、今回、デンマークのところに記載されましたけれども、IT化が削減の中心になってきている。我が国においても、前回の資料の中で御説明しましたけれども、ちょうど平成13年、2001年から「e-Japan戦略」というのがあって、行政及び事業者との関係での電子化というのを進めてきている。どこまで十分かといろいろな御批評はあると思いますが、かなり進めてきています。

ですから、我々は今2016年からやっついこうということになっていますので、当時行ったことというのは、あくまでも当時の時代環境の中で見ていかないといけない部分があるということと、さらに日本で残っている部分がどのようにあるのかということをよく見きわめていかなければいけないと思います。

また、先ほどのコストについても、事業者のコスト以外も、最近の例だと市民のコストのようなものを入れている国もあるのです。他方、逆に言うと、事業者のところは大分減ってきたので、それ以外もやっついこうといった動きもあるようですので、最終的にいろいろな御指摘のあった点も調査した上で、我が国でこれから何をやるかという観点でぜひ今後見ていただきたいと思います。

○吉田委員 おっしゃるとおりだと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

海外の取組に係る追加調査の進め方のところですが、これは多分事務局の方もそういう認識だと思うのですけれども、やはりめり張りをつけないと非常に大変な作業になる。その点において、米国を調べても余り参考にならないのではないかなと。

御案内のとおり、米国というのは、ここの資料のデータというのは多分これは連邦レベルの話なのだろうと。あと、州レベルというのが全く違う体系であります。そもそも全く国が日本とは違うわけですから、余り米国を一生懸命調べても参考にならないという感じもありますので、その辺は事務局のほうでめり張りをつけて、日本にとって参考になるところを重点的にしっかり調べるといことをやるべきだと思います。

その点でドイツも地方の分権がかなり進んでいるとか、逆にフランスは相当中央だということがありますので、その辺は事務局のほうで御判断いただいて、調べるところはしっかり調べ、調べなくていいところは調べなくていいのではないかというのが率直な感想です。

以上です。

○高橋部会長 その辺はめり張りをつけてお願いしたいと思います。

それでは、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 今の佐久間さんの意見に触発されて、同じ追加調査についてのお話なのですが、1つは、今まで文献で調べられたところというのは、基本的に政府としてこういう成果が上がったということをおられるというのを分析されたということだと思うのですけれども、民間事業者がこの取組をどういうふう to 評価しているかということぜひ重点的に聞いてきていただきたいと思います。

つまり、実感として負担が下がったというリアクションがあるのか、それともそもそもそんなことをやっているというのは知らなかったぐらいの感じなのか、そこをぜひ調べていただきたいということです。

もう1つは、これは確かに計算上のコストが下がったとしても、先ほど来、IT化という話も出ていたのでちょっと気になりますのは、コストを下げるための投資が莫大なものになるのでは、何だかよくわからない話だなという感じもしますので、これは財政面ということで何かいい効果を生んだのかどうかということについても確認できればいいなと思っています。

もちろん、行政手続のコストを下げるということは、別に歳出を削減するということと直接関係はないと思うのですけれども、行政手続コストを削減するために財政を大いに拡大するということになるのだと、これまた何をやっているのかわからないという気が私はしますので、その辺も調べていただければと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 今回の点も大変ごもっともな御指摘かと思えます。

今ご指摘のあったような財政への影響で申し上げますと、IT化を進めていくということとの関係では、政府の側のシステムの負担、逆に今言われた民間側のシステムの負担というのもあるわけでございます。ですから、日本の場合も電子化を進めるに当たっては、政府においても一定の予算の査定も受けながら進めてきているわけですが、前回御説明しましたように、何でもかんでもIT化を無理にしようとする、ほとんど使われないもののコストが莫大になってしまう。1件の申請分で実は何十万円かの負担になるような、何のためにやっているかわからないものがあったので、その後、費用対効果を見て、使わないものはやめていったりした例もございます。

また、民間の側の負担もあるものですから、必ず計画的に進めていくこともありますし、例えば税務申告等も、理論的には、例えば先ほどデンマークでありましたみたいに義務づけを行えばお互いにわかりやすくなるのですが、それは企業側にも負担になるし、また個人の方がITを全員使えるのかという議論もあって、日本ではまだ義務づけというのは行われていない部分が多くございますので、今のコストとの関係は大変重要な指摘だと思います。

もう一つは、今回、規制との一体的見直しになっているものですから、我々は今後考えていかなければいけないと思っておりますのは、例えば、規制のコストを下げるということを考えますと、基本的には事前の規制を簡単にして、ある程度事業者を信頼してやっていくということになるわけですが、その場合はいろいろな場合に事後的なチェックが必要になります。

一般的には、事前の規制というのは、ルールをつくるだけですので行政側のコストは比較的低いと言われていまして、あとは事業者側が守ってもらわなければいけない。逆に、そこをある程度自由にして、事後的なチェックをしようとする、いろいろな分野がございまして、監視のための体制が日本のような大きな国ですとかなりかかるということになります。ですから、今後、行政事業のコスト、規制のコストを下げていくときに、やり方をよく考えてやらないと、民間事業者のコストはうまく下がる場合であっても、逆に行政機関のコストが増える。これは結果的に国民の負担になりますので、そのあたりも含めて、どういう減らし方をしていけるのかというのは非常に難しい課題ですが、何とかそこをまたお知恵をいただきたいと思っております。

○高橋部会長 いい御指摘をありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。野坂委員。

○野坂委員 今後、追加調査を実施される上で、例えばSCMにおける限界と申しますか、ディスプレイアドバンテージというものも調べていただければと思います。

また、先ほど佐久間専門委員がおっしゃられたお話の中で、なぜ逆にアメリカではSCMが導入されていないのかというのは、国の背景というか、文脈、コンテクストというのが要因になっているのかどうかといったところも、今後日本がSCMを導入するか検討する上で重

要になってくると思うので、その点についてもお調べいただければと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。原委員。

○原委員 ありがとうございます。

2点申し上げたいと思いますが、1点目は先ほど大崎専門委員がおっしゃられたこととも近いのですが、どういった国を調べるのかという重点化に当たって、民間事業者でこの国が特に参考になるのではないかとといったようなこと、これは特にグローバルに展開されている民間事業者さんの中でそういった意見があるのであれば、ぜひそれを参考にして重点化をしていただけないかと思います。

先ほど佐久間専門委員がおっしゃられたように、アメリカはもう全体を抜いてしまうというのがいいのかは、あるいはもし何かどこか特定の州で突出したいい取組がなされているといったことがあるのかどうか、それも含めて私はよくわかりませんが、そういったことはまだ検討の余地があるのかなという気もいたしました。

2点目でございますが、今日は堤専門委員がいらっしゃらないので、中小零細企業を営する立場での御質問をしておきたいのですが、同じ金額の行政コストがかかるとして、大企業と中小零細企業にとっての実質的な影響というのは全く違うのだらうと思います。これはもう当たり前ですけれども、仮に行政手続のために人を1人雇うとして、従業員規模が1万人の企業と従業員10人の企業では全く意味合いが違うわけでありますので、ぜひお調べいただけたらと思いますのは、各国における取組の中で、特に中小零細企業のコストを軽減という視点が取り入れられているのかどうか。これも含めてお調べいただくことができればと思います。

以上です。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○刀禰次長 基本的に今の点も全部レビューしてみたいと思いますが、事務局として今回アメリカの資料を入れましたのは、一つは、これは政府・与党全体での取組になってまいりますので、こういったことをやる時、必ずアメリカはどうしているのだということを聞かれます。

一つは、ビジネス上もアメリカと関係がある企業が多いわけですから、アメリカがどうなっているかというのは、先ほどの重点化の話がございますので深く調べる必要があるかどうかはさておき、一通りは調べておきたいというのが一つでございます。

一つは、アメリカはSCMを使っていない国なので、逆に使っていない場合にどういう手法があるのかなのかという点も見ておきたいということで調べていただいている。また、英語なので比較的文献調査も容易であるという点もございます。

一つは、地方の行政、アメリカであれば州レベルの行政、特定の州であればある程度のコストをかければ調べることも容易ですけれども、50州の中でどこがどうなっているのだというのを調べることは、非常に時間とコストがかかりますので、何かそういった点についてサジェスションがあればいただければと思っております。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 私が先ほど申し上げたのは、別にアメリカを全部やるなということではなくて、アメリカをやるのであれば、州レベルの手続について調べない限り、アメリカはこんなに簡素ですという話にはならない。ただ、今おっしゃったように、3億何千万人いる国を全て調べるというのは無理だろう。ですから、そこは何か切り口を別途設けないと、例えばカリフォルニアだけやるのかとか、何かそのぐらい考えないと、一通りやるということではほとんど意味があるものは出てこないのではないかなというのが私の感想というか、こういうことでございます。

以上です。

○高橋部会長 議長、何かございますか。

○大田議長 私たちが知りたいのは、国際比較ではなくて、行政コストの計測手法ですので、いかに簡便に、しかも日本の課題に切り込める手法を探せるか。言うまでもなくそういうことだと思うのですね。それがないと数値目標が立てられませんので、SCMも他国の例のように22億円もかけて1年かけてやっていたのでは話になりません。手法に焦点を当てて、調査に入る前に何を知りたいのかという枠組みをつくって調査していただければと思います。

アメリカも削減効果が実際にどうだったかということは州によって違うでしょうけれども、手法としては書類作成負担という簡便な方法を使っていて、これはこれで非常に参考になると思うのです。これ以外にSCM以外の方法はないのか。それから、SCMについてもすごく簡便な方法はないのか。あるいは非常に簡便な方法を私たちでつくり上げられないかということが大事だと思いますので、この調査の枠組みを事前にこの会議でもしっかりともんでいただければと思います。

それから、政府のIT化については、それによる削減効果が幾らだったかということが問題ではなくて、どこまでIT化できるのかという事例が重要ですので、事例をなるべく集めていただいて日本に適用していくという、これは別枠の調査かなと思います。

以上です。

○高橋部会長 お待たせしました。森下委員、お願いします。

○森下部会長代理 議長の話に続いてなのですけれども、アメリカのPaperwork Burdenというのは、これは中小企業的には非常にいい発想だと思うのです。普通に小さい企業を経営していると、先ほど原さんが言われたように、1人入るかどうかが重要で、そのために人を雇わなければいけないのだったら補助金をとらない。これは実際、経産省の補助金なんかでそんな例はあるわけですね。

そうすると、このやり方というのは中小企業的には非常に受けがいいというか、わかりやすいやり方だと思うので、ちょっとここをもう少し掘り下げてもらってもいいのかなという気がするのです。

コンサルを使ってたくさん経費を使って計算するというよりも、これは弁護士の発想



なのでしょうけれども、事業者目線でいくと非常にわかりやすいので、ここがもう少しどういうふうに計算するのかなとか、ぜひ調べてほしいという気がします。

それから、アメリカの負担コストの話で、これはセプテンバー・イレブンがあるので、2001年以降は増えているのは多分そのせいも結構大きいと思うのです。ですから、必ずしもアメリカのやり方が悪いから増えているのではなくて、社会的な関係が非常に大きいと思うので、アメリカの場合は削減コストに関して言うと、これがそのまま生きているわけではないのかなという印象を持ちます。

さっきITの話で費用が出ましたけれども、そうは言っても本当はやるべきなので、財務負担も含めて、これは成長戦略の中で考えるべき話だと思うのです。というのは、今、厚労省の社保と国保のコンピューターの統合をしていますけれども、社保連から出てきた話のほうは、費用がかかるから半分ぐらい削りましたと。半分に削った内容は、全国統一化をやめますとか、一番肝心なところを削ったような話で、要するに費用に合わせてやったら、何のためにやっているかわからないような話が出てきたわけですね。それはやはり本末転倒だろうと。むしろ費用がかかっても、ここで10年、20年先を考えたらやるべきことはやるべきでしょうし、そのことで行政コスト、あるいは事業者の成長性につながるであれば、これはちゃんと予算をとってやるべきだろうと。どうも無理やり服に合わせるというやり方は、必ずしも正しくないのではないかと。

そういう意味では、余り費用の話を中心に前面に出すというのは私は反対で、吉田さんも言われましたけれども、これから先のコストも含めた上でやるべきであれば、ここのIT化というのは思い切ってやるべきではないかと思うので、余り費用の話が先にありきというのは反対かなと思います。

○高橋部会長　そろそろ時間でございますが、私のほうから。

大田議長もおっしゃったのですが、そろそろ素材、かなりばくっとしてですが、集まってきましたので、少し分析的な形で、例えば横串的にはこういうやり方、SCMなんかは当然そういう話だと思いますし、One-in, Three-outもそうだと思いますが、そういう共通的なものと、それから中小向けにはこういうふうな特定のやり方がある、その辺の縦串の話とか、そこら辺を分析的な形で少し表にさせていただいて、日本に参考になるような形で少しまとめていくという方向でお考えいただければというのが第1点。

あと、事後的な規制の話が出ましたが、我々が考えていく上では、事前の手續を緩和する上では事後をどうするのかということを中心に視野に入れていかなければいけないので、ITを活用して事後手續の規制を簡易なものにするとか、いろいろな手法がございますし、その辺も含めて少し、それは我々も意見を言えるということでもよろしいのでしょうか。事務局、そこら辺、事前をやるときにこんな事後手續をやりませけれども、これについてはもっと簡便にできませんかとか、そういうことはあり得ると考えてよろしいのでしょうか。

○刀禰次長　今、部会長からお話があった点でございますけれども、とりあえずはコストをどうやって下げていくか、その手法を我々は考えていかなければなりません、その際、

事後のコストにどのような影響があるかということも考えながらやっていく必要があるかと思えます。

また、今言われた個別のものを検討するときにはそこを考えませんと、全くおかしなことになってはいけませんので、それは当然念頭に置きながらやっていく必要があると考えております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間になりました。大変申しわけございませんが、後に意見交換の場をさらに設けておりますので、そちらで足りないところについては御指摘を頂戴したいと思います。

それでは、議事3の「規制・行政手続コスト」の考え方に移りたいと思います。前回の部会では、我が国における既存の取組について御議論を頂戴いたしましたが、それに続きまして、「規制・行政手続コスト」の考え方について整理をしておりますので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○大槻参事官 資料3を御覧ください。おめくりいただきまして1ページでございますけれども、(1)で日本再興戦略では削減の対象とする「規制・行政手続コスト」という文言が使われております。しかし、その規制・行政手続コストが何かという言葉の定義までは記載されておられません。このため削減の対象とする規制・行政手続コストをどのように考えるか、検討の必要がございます。

①でございますけれども、日本再興戦略では諸外国の取組手法に係る調査等を踏まえてという文言がございます。また、②ですけれども、同じく再興戦略では事業者目線でという文言がございます。これらを踏まえて検討していく必要がございます。

2ページ目でございますが、(1)でございますけれども、SCMマニュアルでは、行政手続コストは法令に基づき事業者に課される情報提供義務を対象としております。

(2)ですが、我が国におきまして、これに相当するものをどのように考えたらよいかということでございますが、規制・行政手続でございますけれども、これは規制に基づく行政手続が、その中心的なものと考えられます。

まず規制とは何かということから考えてまいりたいと思うのですが、①でございますけれども、規制の定義につきましては、現行法制上、政策評価法に基づき行われる事前評価の対象として、同法施行令におきまして国民の権利を制限し、またはこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他を除く）とされているものが唯一の例でございます。

3ページ目は条文でございます。

4ページ目の②なのですが、続いて行政手続とは何かということがございます。行政手続法という法律はありますけれども、現行法制上、行政手続そのものを定義しているものはございません。参考になるものとしてオンライン化法という法律がございますが、ここにおいて定義されている手続等が考えられます。下に条文がございますけれども、申請等はかなり広い範囲をカバーしている定義でございます。

5 ページ目、この行政手続は行政機関に関する手続と考えられますので、最後に行政機関の範囲を検討する必要があります。行政機関を定義している法律というものは複数あるのですが、手続等の定義がありますオンライン化法における行政機関等の定義が参考になると考えられます。下にやはり条文がありますけれども、地方公共団体だとか独法も含まれる広い定義になっております。

6 ページ目（3）ですが、これらを参考にしましてコスト削減の対象とする規制・行政手続の範囲について、これから検討をいたします。

まずオンライン化法の手続等についてということでアがありますが、申請とか届出といった類型がまずございますけれども、これらは申請書や届出書の作成・提出のコストが生じるというものでございます。こういったものは典型的な規制であり、その規制に基づく手続でございますので、コスト削減の対象ということで、コスト削減の対象（○）としております。

しかし、これらの中には通常、規制とは考えられないもの、不服申立て、税、補助金等が含まれていまして、その手続に着目した場合、コスト削減の対象とするか検討する必要がありますということで、検討が必要（△）としております。これをどのように考えるか部会で御議論いただければと思っております。

ちなみに、これは外国のSCMマニュアルにおける取扱いなのですが、これらは情報提供義務として例示がされてございます。

その他の通知というカテゴリーがあるのですが、2つに分かれまして、1つ目が苦情の申出、請願等でございます。これらは任意の手続でして、通常、規制とは考えられないものですが、これをどう考えるかということで△としております。SCMマニュアルにおきましては、苦情の申出については事務作業負担に該当しないという記載がございます。

2番目は行政機関の処分により情報提供義務を課すものとなるのですが、具体的には監督行政上、報告命令を行うものなどがあります。こういったものは通常、行政機関に広い裁量を与えられているものでありますし、また、行政機関が業務を遂行する上で必要となる情報を入手するためのものであり、こういったものをどう考えるかといったものがあります。

処分通知等、縦覧等、作成等というカテゴリーがあるのですが、これは行政機関が事業者に対して通知をしたり、あるいは事業者が縦覧できるように必要な措置をとったり、あるいは行政機関が書類を作成したりということで、行政機関が行うものでございますので、直接、事業者が負担する手続ではないということで、削減の対象外（×）としております。

7 ページ目、次にイで手続等には該当しないものの、事業者に負担を与える手続としまして、手数料及び税の納付がございます。検討を要する論点のところなのですが、これらは、通常、規制とは考えられないものの、電子納付がオンライン化法の整備法において措置された経緯を踏まえたと、これをどのように考えるかということがございます。

ウで最後に手続等には該当しないものの、事業者に義務を課しているその他の事項ということで、事業者に対する規制あるいは民間の規制がかかっているものがございます。

一つには、書類の表示ですけれども、例としては通信販売におきまして商品価格等の広告への表示義務といったものが課されておりますが、こういったものでございます。これらは行政機関に対して書類の提出を行うものではありませんが、実質的に事業者における事務作業上の負担となっている場合は、その負担の軽減について議論をするといった考え方もあるのではないかとということです。もう一点、今後、海外調査も踏まえてさらに議論をする必要があるということで△としております。これは外国におきましては情報提供義務として例示をされているものがございます。

8 ページ、今度は書類の作成・保存ということで、例としまして株式会社における財務諸表の作成及び保存義務といったものがございます。また、本人確認義務ということで、例えば携帯電話の契約締結時の本人確認義務といったものがございます。こういったものも先ほどの書類の表示と同じなのですけれども、今後検討が必要ということで△としております。

最後に不作為義務というものがあまして、これは事業者に一定の行動をとらないことを義務づけるものでありますので、これは直接事業者にコストは発生しないと考えられますので、削減の対象外（×）としております。

9 ページ目、②のところ、行政機関等の範囲をどのように検討するかということなのですが、最初、国の行政機関に対しましてはオンライン化法にも定義があり、コスト削減の対象となる範囲は適当かといったことはございますが、基本的にはここは削減の対象であるうということで○としています。

独法等ということで、等は認可法人、指定法人ですけれども、これらの法人に対する手続につきましては、法令を根拠とするものは国の行政機関に対する手続同様にコスト削減の対象とするか、検討する必要があるということで△としています。

立法府・司法については、それぞれ国会あるいは司法制度全体の中で議論されるものだというので、削減の対象外（×）としております。

10 ページ目、地方公共団体のところですが、法令根拠のあるものにつきましては、これらの手続につきましては国の法令に基づいて実施されていることから、国の行政機関に対する手続と同様に対象とすることが適当と考えられるということがございます。ただし、地方自治の趣旨を踏まえ、地方の事務に関する目標設定を国が行うことが適切かどうかを含め、具体的なコスト削減手法について幅広く検討する必要があるということで、削減の対象（○）としていますが、ただし、手法については幅広く検討する必要があるということで△としています。

それから、条例・規則に根拠があるものにつきましては、これも地方自治への配慮の観点から、コスト削減の対象とはしないという考え方ができるかということと、事業者目線で見えた場合、手続の根拠やその詳細が法令に規定されているか、条例等に規定されている

かによって事業者の負担に違いはない。こういったことをどのように考えるか。また、事業者において具体的にどのような手続が負担と考えられているか、地方自治の趣旨をどのように踏まえることが適切かを含めて、幅広く検討する必要があるということで△としております。

11ページ、今度は削減の対象とするコストをどう考えるかということです。諸外国のSCMマニュアルでは行政手続コストということで、規制等を遵守するために企業において発生する事務作業等の費用を対象としているということでもあります。したがって、間接的な金銭コストであったり、直接的な金銭コストというのは外してあるということでございます。

(2) なのですけれども、我が国におきまして似たような考え方をとっているものはないかということをお調べしましたところ、政策評価法に基づいて規制の新設・改廃の際に求められる事前評価をやることになってはいますが、その際に費用の分析を行うのですけれども、この費用のうち行政への申請費用（書類の作成や提出等）という考え方がありまして、これが諸外国で言う行政手続コストに相当いたしますということがわかったものでございます。

12ページ、今回のコストの把握の範囲をどう考えるかということなのですけれども、行政側において発生する人件費等の行政費用は事業者が直接負担するコストでないことから、削減の対象とするコストについては行政への申請費用を中心に検討することが適切ではないかとまずは考えております。なお、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）、広く社会経済全体や環境等に対する負の影響につきましては、諸外国における動向も見ながら今後さらに検討することなどを考えております。

13ページ、これは参考資料になるのですけれども、規制・行政手続について考えてまいりましたが、これらは一体何件あるのかといったことの参考資料でございます。これらにつきましては総務省とIT戦略室におきまして一定の取組がございます。

総務省のほうですけれども、許認可等の統一的な把握というものを昭和60年以降行っておりまして、これは許認可等の根拠条項数を調査したものでございます。すなわち法律などにおきまして許可、認可、免許等々の用語を使用しているものを数えております。これが27年4月時点で1万4,908件でございます。留意点、特徴としまして、地方の手続だとか国民の手続は把握対象外である。また、通常、規制とは考えられていない税の申告、補助金の申請等も把握対象外であるということがございます。

もう1つがIT戦略室でやっております法令等による書面による保存、交付等が規定されている手続等の状況の調査というものがございます。これにつきましては法令等に基づく全手続等のオンライン化の状況等を調査しているということで、かなり包括的に調査をしているものでございます。具体的には手続等の名称、根拠法令、オンライン化の状況、法令上オンラインにより実施することが認められない手続等については、それを阻害する要因等も把握しているということです。手続の数は27年3月時点で官民等の手続ということ

で1万9,350件。地方-民等の手続が1万4,156件、民民の手続が3,005件となっております。この中には行政機関同士で行われる手続等も把握しているということで、かなり数も多くなっております。

私の説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明等につきまして、御質問等がございましたらばよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

森下委員、どうぞ。

○森下部会長代理 事務局に、今後の進め方の話に絡むと思うのですが、△がやたら多いのですが、ここを○にするのかしないのかというのは、どの辺で決めていく形になるのですか。

○刀禰次長 そのあたりは今後の進め方で御議論いただきたいと思いますが、まず当面、本日の資料ですと参考資料2で行政手続部会の進め方についてという前回の資料を直近のものにアップデートしたものをつけております。本日、この規制・行政手続コストの考え方を先生方に見ていただいた上で、事業者ニーズの把握の進め方とこの後の議題が用意されているわけでございます。

その後ですけれども、重点分野を決めなければいけないこともあり、また、今後いろいろと考える材料になるということで、関係の団体、これは経済団体であったり士業団体だったりするわけですが、そういった方々に対するヒアリングを行った上で、事業者ニーズについても整理をし、海外の調査についての追加調査等も出てきて、材料がある程度揃ってくることになろうかと思っております。そこで、他部局、先程のパート1、パート2の先行的取組の状況などを踏まえまして、削減手法、目標や重点分野の検討に年末ぐらいから入っていくということで、年明けから取りまとめに向かって進んでいくということになろうかと思っております。

その中で、例えば今は△としている部分について、どういう考え方で、当然これは手法とも関係性が出てきますので、それから、実際のスケジュール、事務の負担も考えながら決めていかなければいけないと思っておりますので、結果的には全体の形で最終的な取りまとめに向けて進めていきたいと思っております。△をどうするかというのは恐らく年末ぐらいからの作業の中でまた御議論いただくことになるのかと思っております。本日はこのように整理をしているところをまず見ていただきたいということでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 質問ではなくて意見でもいいでしょうか。

今、御説明をいろいろ規制・行政手続としてどういう整理ができるかという話がありましたけれども、非常に精緻にまとめていただいてありがとうございます。

ただ、今回の目的が、事業者側の負担、コスト削減をして経済再生に結びつけるという

ことであり、非常にシンプルに、事業者にとって、かかっているある分野のコスト負担を下げることにある。それは今回で言えば非常に単純で、いわゆるお役所に出す書類をつくる、提出するコスト、時間を下げるということに尽きるのだろうなど。そうすると、ここでいろいろ△がついていきますけれども、さすが裁判所にしょっちゅう書類を出しているところというのは特別なケースなので、それは私としては除いて、ほかはいわゆる、これは大企業だけの問題ではありませんので、中小企業からすればお役所というのは全部、それが消防であろうと保健所であろうと税務署であろうと、何であろうとみんな同じです。ですから当然そういうところは入るだろうなどということではないかと思えます。

一方、それはあくまでも手続のところであって、いわゆる規制のサブスタンスを守るために必要な費用というのは、これを入れると収拾がつかないと思えますし、製造業であればほとんど、何でもこういう設備で、こういう仕様にしているかというのは、全部規制を守るためということですから、そういう意味では規制がなければと言ったら相当違うものができ上がっていますので、そういう意味で、そこは今回カバーするのは無理だろうなどという気がいたします。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

この辺は事業者ニーズをいろいろと聞いてから、どういう絞り込みをしていくのかという話になると思えますので、その辺も踏まえて非常に貴重な意見をいただいたと思えます。事務局、何かございますか。

○刀禰次長 今のようなお考えがあらうかと思えます。

具体的に今後、今いただいた内容をどう絞り込んでいくか。他方、最終的に手法とも関係すると申し上げましたのは、例えば削減の対象とするものの範囲を広くした場合、各省ごとに目標をつくっていくとなると、各省はその中で効果の大きいものやってきたというのは、海外の事例もそうになっているわけです。ある程度特定の手続になってくる。そうなったときに、結局、事業者の側が、特に今回は規制・行政手続となっていますので、規制に関係ないところが減ってしまっても、規制に関係するところがたくさん残ってしまうというのもよくないだろうということもありますので、どういう手法で関係者に義務づけをし、目標をつくっていくかということともリンクしてくるかと思えます。一般的には広目にとればいいというのはおそらくそのとおりでいいと思えますけれども、広くとることによって事務作業の負担が膨大になり、期間がかかる可能性も出てきますので、そのあたりの計画づくりの年限との関係も出てくるということも踏まえて、全体として一番今回求められているものを最終的に御判断いただきたいと思っております。

○高橋部会長 吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 本当にすばらしくまとめてくださってありがとうございます。

今、経済界からも行政手続きに関してはいろいろ声が上がってきています。特に共通して大きな問題は税金、特に象徴的なのが年末調整や住民税に、それに社会保障です。これ

は大企業だけでなく中小企業でも小さい問題ではありません。特にマイナンバーが発足して、過渡期ということもあって煩雑な業務が必要になっている。テクノロジーやITを駆使して解決を図るしかないと思いますが、そうするとマイナンバーの有効的な活用、ここに私はいつも行き着きついでしてしまいます。

その意味では、優先順位をつけて、この△になっているところの事業者側の御意見をぜひ聞いていただきたいと思います。一方でIT化が十分に実現された途端に、我々が予測もしなかったことが提供されるようになる。今の日本のテクノロジーなら、いわゆる「プッシュ型サービス」があるでしょう。そのサービスを利用する私たちは、クリックだけで、預金や税金やそのたの処理が可能になります。△、○、×も関係なくなります。

私は、やり方次第でそう遠くない時期に日本でも実現できると思います。すでに実際に実践している国もあるので、日本もそうした実態を効果ともに把握しておかないといけないのではないかと思います。これは全体を見た方向性ですが、あまりにも部分の最適性だけに注目してITやその他に投資すると、細かい話になって恐縮ですが、設備投資としてみなされず、したがってGDPに換算されないケースもあるかも知れない。この部会では経済成長を目指しているのですから、こうしたことは考えておかなければいけないかもしれません。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

議長、それではよろしくお願いたします。

○大田議長 日本の場合は手続に時間がかかるという問題が結構ありまして、ドゥーイング・ビジネスの調査でもOECDの高所得国と比べて通関・輸入が5.3倍、通関・輸出が3倍、納税に要する時間が2倍。加えて籠宮さんの先ほどの説明にもあったように、時間が読めない、どれだけかかるかわからないという場合があって、この時間をどうコスト計算に入れるかというのは、よく工夫していかなければいけないなと思います。えいやでやるしかないのですけれども、その点よろしくお願いたします。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○刀禰次長 大変重要な指摘だと思います。事務局が関係省庁、経産省などと議論している中で、時間についても、事業者の側でどれだけ時間がかかるか、それを金銭に換算するというのがSCMなわけですけれども、今ありましたように書類等を出した後に時間がかかっている。結果的に手続に時間がかかって、それはビジネスチャンスの問題などいろいろな問題が発生するということがあるわけです。ですが、SCMの手法で言うとそこには手が届かない話になります。他方、例えば6カ月かかっていた手続が3カ月で終わるように標準的になれば、これはその部分の負担は半分という見方もできるのではないかという議論もあるわけで、実際の事業者側の手続は変わってなくても、処理の期間が早くなればコストが半分になったと考えてもよいのではないか。それも立派な目標ではないか、という議論もあるわけです。そういう意味でも、今、我が国でSCMと同じことをやればいいのかという議論もあります。書類2枚が必要だったのが1枚になるだけでも違うのではないかと思います。2カ所に行かなければいけないものが1カ所で済むとい



うことも大きな部分があるだろうということで、最終的にどういったものを対象にするのかということが今おっしゃったような意味で非常に幅が広いのです。

そこをどのようなルールでやっていくか。各省ごとに選べるようにしてもいいのではないかと議論もありますし、そこをある程度広くしていくと、選び方によっては適正な選び方かどうかわからないものも出てきますが、それでも先ほど言った標準の処理の期間を短くするのも大事な発想ですし、そういったことも含めて考えていく必要があるということで、最終的な取りまとめのときは、正にそういった点も御議論いただきたいと思っております。

○高橋部会長 森下委員、大崎専門委員、お願いします。

○森下部会長代理 今回の議長のお話は、医薬品の審査の世界で言うと時計を持たせるという言い方をするので。要するにウオッチを持っていない人は時間内にやらないわけです。今どちらにウオッチがあるかというのを我々はいつも気にしていて、厚生労働省が持っているウオッチの時間が2カ月間とか1カ月間と決まっているわけです。彼らはそれ以内に返さないと違反になるので、我々が監視をして、我々は自分たちが持っているウオッチをいかに短くして向こうへ返すか。ですからウオッチを持っていないところは必ず行政手続が長くなるのです。いかにウオッチを各省庁なり届け出のところで持たせるかというのが、一つ私はポイントだと思っているのです。

もう一点は、同じウオッチの持ち方で言うと、ベンチャー論で言うとこれはバーニングレートにつながるのです。要するにベンチャーが潰れるまでの資金の期間。これは人数×期間で決まっていくので、要するに審査期間が長くなれば人数が少なくても破綻をするし、期間が短ければ人数が多くても生き残る。ですから、そういう意味ではニューベンチャービジネスを興すという発想で言えば、いかに時計を短くしてもらって、しかも時計が見えるというのが大事なのです。時計が見えないものが非常に多いので、見えない時計のところは勝負ができないのです。だからそういう観点をぜひ入れてもらって、時計を持っていないところには無理やり持たせてほしい。

時計さえ持ってくれば、正直、幾らコストがかかるか読めるのでビジネスのしようがあるのです。日本はほとんど時計を持っていないです。先ほどアメリカの例はそういう話だと思うのです。アメリカの評価方法は。ですから、ぜひそういう観点で時計がないところに時計を持たせるような考え方をしてほしいと思いますし、時計があると後で科学的にそれを何%短くしろとか、どれぐらい削減しろというのは非常にやりやすくなるので、そうした観点もぜひ入れてほしいなと思います。

○高橋部会長 資料をいただいたときに事務局ともいろいろ議論したのですが、どのようにコストを見える化するのかという時間のことは、なかなか難しいところがありますが、観点としてはそういうものはぜひ入れていく必要があるのではないかと。一応この場にそういう形でお話をしようではないかという話をしたのですが、その辺どうですか。事務局、つけ加えることはございますか。

○大槻参事官 確かに今、刀禰次長が申しましたように、これまでのSCMでは行政機関側の処理時間ではカウントされていないところがございます。事業者から見ると待ち時間ではございますけれども、簡単に計測ができないということだったようです。つまり待ち時間が減ったことでその分、使うはずだった資金やマンパワーをほかに充てることができ、その分、コストが減るということなので、これは機会費用的にはとることができるのですけれども、こういった得べかりし利益があったのかというのは、なかなか外国でも計測の成功には至っていないようでございます。

しかしながら、大田議長もおっしゃっていましたように世界銀行のドゥーイング・ビジネスの指標として取り上げられたり、我が国におきましてもこれまで行政手続の簡素化の手法ということで広く取り組まれてきているところがございますので、また今回、事業者目線ということで事業者からの期待もこれからあると想定されますので、厳密な金銭換算は難しいとしましても、全く手法として取り入れないということもないと思いますので、何らかの活用が検討できるようにしたいと思っております。

○刀禰次長 今の点で、我々が今後考えていかなければいけないと思っておりますのは、例えば先ほど申し上げたような事業者側の手続のコストを下げていくというのは主な目的なわけですが、今のようなそこで計測できないようなものを減らしていくことも大事だと。そのときに、あれもやれ、これもやれと本当にやってしまいますと、実は規制を持っているというのは役所の中でも比較的限られた課に集中している場合が非常に多いのです。ですから、例えばSCM的なことをやっていこうとなると、恐らく日本の規制を持っている課は今後何年間かなりそれに忙殺されることとなります。そうなったときに、ほかもやれと言ってもそれがなかなかできなくなるといったことがあり得るので、先程、企業の総務の方々は今、大変になっているとありましたが、政府も働き方改革を進めているところなので、結局、政府の職員にいかに上手に削減をさせることができるかということも大事な観点と思っております。

○高橋部会長 要するにまずは第1回目、時間が限られているところでどこまでできるかというこちら側のコストベネフィットの話もありますので、12月ぐらいに向けてその辺をどうやって絞り込んでいくかという話になると思います。貴重なお話ありがとうございます。

何かほかに。大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 削減を検討する対象範囲の話なのですが、教えていただきたいのは、まず1つは厳密な意味で強制されているものではないけれども、実質的に踏まなければいけない手続みたいなものがあった場合に、それを対象にするのかということです。私も正確に記憶していないのですが、環境アセスメントなんかについてはそういうものもあったのではないかという気がしますので、そういう要は任意と言いつつ、余り任意でもないようなものはどうするのか。

もう1つは、何らかの基準が非常に厳しいために、それに適合するための追加的な作業

なり投資が非常に大きくかかるという問題が規制改革のテーマとしていろいろ出ていたと思うのですが、ああいうものは手続かというところではないと言えそうではないのですけれども、結局、認証手続を受けるためには認証手続自体は大した紙もなく短時間で終わるとしても、そこに適合させるために物すごい手間がかかるという場合もあるので、こういった問題をどう捉えるのかという2点を今のところの感触でもいいので教えていただければと思います。

○高橋部会長 事務局、お願いします。

○大槻参事官 1点目は、正に任意の手続と義務の手続の合間のようなところでございまして、そこは事業者の声をこれから聞いていながら、具体的にそのようなニーズがあるのかといったことも含めて検討をしていければと思っております。

2点目です。厳しい基準に対して追加的な投資をどう考えるかということですが、これはSCMの考え方でも間接的な金銭コストと言うのでしょうか。環境要件を重視するためにフィルター装置を事業者として投資しなければいけない。こういったものをどう考えるかという考え方は示されておまして、結論として、マニュアルにおいては、ここは足さないことになっておりますけれども、ただ、2010年以来、英国だとかドイツを見ましてもどんどん費用の範囲が広がってきているといったこともあるので、こういったものも足せる可能性もありますので、諸外国の状況を見ながら日本として最初にやるべきことは何なのかということを考えていく必要があると思います。

○高橋部会長 まずは広めにいろいろ出していただいて、最終的にどこで絞るかという話になると思います。どうも御指摘ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議事4、事業者ニーズの把握の進め方について、引き続き事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○大槻参事官 資料4を御覧ください。事業者ニーズの把握の進め方でございます。最初の○で規制・行政手続コストの削減を進める上で、事業者のニーズを把握していくことが必要とございます。日本再興戦略におきましても事業者の生産性向上を徹底的に後押しするといったことだとか、事業者目線という文言が出ております。このため以下の取組をとということで、(1)は事業者に対するアンケート調査の実施、(2)は団体等からの意見聴取。①としまして経済団体、事業者を代表する立場から、②としまして士業団体、事業者の手続を支援している立場から、③としまして政府関係機関、事業者の活動を政策的に支援している立場から、④としまして有識者、事業者の活動を現場で支援している立場からということで意見聴取を行いたいと考えております。

(3)ですが、内閣府ホームページを活用した意見募集を行うこととしたいと考えております。これにつきましては前回の部会でも規制改革ホットラインの活用といった御意見もございましたが、このホットラインとは別に、内閣府ホームページにおきまして時期を決めて、国民から幅広く規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集を行うことを考え

ております。

次のページでございますけれども、これはアンケート調査の実施（案）ということなのですが、調査の概要としまして最初の○ですけれども、規制・行政手続に対する負担感の具体的な内容、実際にコストの削減を求める声が多い分野、手続を把握するため事業者団体の協力を得て、アンケート調査を実施してはどうか。

具体的な調査事項としては、2の主な質問項目（案）になりますが、1ポツとしまして規制・行政手続のどのような点に負担を感じているかにつきましては、例えば手続に要する時間、回答までの時間が長い、所要時間が事前に示されていない、あるいは申請様式ということであれば記載欄が多い、わかりにくい。このほか添付書面、手続の透明性、手続のプロセス、情報の量・内容、部門間・組織間の連携、IT化、手数料、こういったことにつきまして、どのような負担を感じているかを聞いてまいりたいと思います。

2番目ですが、また負担を感じています具体的な規制・行政手続は何かということで、事業のライフサイクルに着目しまして、（1）としまして事業開始時の手続。これは個別法に基づく許認可、登記、税務、社会保険、労働保険等、（2）としまして事業継続時の手続。個別法に基づく届け出、税務、社会保険、労働保険、輸出入、製品安全、産業保安、環境保全等、（3）として事業拡大時の手続ということで出店規制、知的財産の確保、補助金の申請等、（4）として事業活動の終了/承継時の手続ということで許認可の承継、事業用資産の承継、登記等について聞いてまいりたいと考えております。

※を付しておりますけれども、これらの質問項目につきましては事業者団体と協力しながらやっていくということもありますので、具体的には個々の事業者団体の意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらばお願いいたします。いかがでしょうか。大崎専門委員、お願いします。

○大崎専門委員 細かいことですが、確認をしたいのですが、別紙のアンケート調査の案で知的財産の確保というものがあるのが、補助金の申請もそうかもしれませんけれども、非常に私はおもしろいなと思ったのですが、要はあれですよね。絶対にやらないといけないことではない、ある意味、任意なのだけれども、事業を円滑にやるためにはとったほうがいい手続が面倒くさいという話もちゃんと聴取しようというお考えと受け取っていいのですか。先ほどの議論と共通する問題意識なのですか。

○大槻参事官 このアンケートの段階では、なるべく広くいろいろな事業者の意見を聞いて、今回の範囲の策定の参考にしたいと思っておりますので、広く聞く趣旨でございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。森下委員、お願いします。

○森下部会長代理 アンケートの段階から、ある程度今回の目的意識を持ってつくったほうがいいのではないかという気がするのです。今回アベノミクスの中の話としては、日本

再興戦略は世界で一番企業が活動しやすい国の実現というのが一番大きなポイントだと思います。そうすると、今回の話も世界最高水準の行政手続の改革をすべきだろう。その中では数値目標として今、話があったような25%であったりとか、One-in, Three-outとか、あるいは標準手続期間の大幅な短縮とか、数値目標の際は入れるべきだろうと思うのです。そういうものがちゃんと出てくるようなアンケート項目みたいなものも必要だし、アンケート先も要るのではないか。

もう1つのポイントとして、先ほども出ましたけれども、やはり基本は事前審査から事後規制への変化だと思います。できるだけ事前でしなくて済むものは事後へ回すべきだと私は思っていて、それが最終的には政府全体を小さくするし、行政コストが大幅削減することだと思うのです。そういう意味では今回、単純に規制を聞くだけではなくて、もう要らないのではないかと、事前審査の必要性がないのではないかとというものもアンケートの中でひっかけてきてもいいのではないかと気がするのです。一度、審査が始まってしまうと、そのままずっと日本の場合に行ってしまうと、本来はある程度回ってきたら事後に回ってもよかったものが残ったものが非常に多いという認識を持っているので、そういう意味ではぜひ本当にこの規制が要るのかどうかという観点を含めて、ヒアリングをしてほしいと思うのです。

實際上、要らないけれども、何となく昔から続いているからあるというのは結構あると思うのです。ですから、そういうものも単純に期間が短くなるだけではなくて、規制そのものが不要でないというのもぜひヒアリングの中で聞いてほしいなというのがあります。

あと、ヒアリング先なのですけれども、これはいわゆる大きい団体とか士業だけではなくて、過去のホットラインが出てきたところとか、あるいはヒアリングに規制改革会議に呼んだところとか、もう既にいろいろな声を上げているところは当然問題意識があるかと思うので、そういうところの意見も幅広く吸い上げてもらうようお願いしたいと思います。

それから、ホットラインを使わなくて別でやるというのは別に構わないのですけれども、周知徹底をしなければいけない。ホットラインですら余り周知徹底できていないのに、別につくってホームページから来るのかなという不安があるのです。ですから、ホットラインという名前を使わなくてもいいですけれども、ある程度リンクしないと規制改革会議が一番ワンストップサービスになっていないという不思議なことになると意味がないので、ぜひ分かるような形でちゃんとしてほしいなというのは、再度お願いしたいと思います。ぜひ目標意識を持ってこのアンケートもしてほしいなと思うので、そこは考えてほしいなと思います。

○高橋部会長 幾つか御意見がありました、その点について事務局いかがでしょうか。

○大槻参事官 最後のホームページによる意見募集に関しまして、周知徹底は非常に大事なことだと思いますので、こちらはきちんとやっていきたいと思っております。

それから、アンケートの調査項目の中でそもそも規制は要らないのではないかとこのお

話を入れたらどうかということでもありますので、こういったことも今後アンケート調査の項目を決めてまいります際に、含めて検討させていただきたいと思っております。数値目標がちゃんと入るよという話ですけれども、これは中身の話ですので、単純にアンケートでとり切れるものではないかもしれませんが、ヒアリングだとかいろいろ議論する場面があるかと思っておりますので、そうしたときに御議論いただけるようにしていただければと思っております。

○森下部会長代理 アンケートの中でとらなくてもいいのですけれども、数値目標として何を指すのかは最初から持つておかないとまずいなと思っていて、正直これは各国を見てもえいやの話だと思うのです。であれば世界最高水準を目指すというわかりやすい目標を掲げて、規制改革推進会議の意義を示すという意味では、ちゃんとした数字というのは出さなければいけない。そうするとおのずと目指すべきところは見えてくると思うので、その目指すべきところに行けるようなやり方をすべきかなという気がするので、ぜひこの点の段階からそういう意識を持ってやらないと、なかなか到達目標に私はいかないのではないかと危惧を持っているので、その意味でこのところから、ニーズを把握するところからぜひそういった気持ちを持ってほしいなというのが趣旨になります。

○高橋部会長 それでは、次長、よろしく申し上げます。

○刀禰次長 ニーズの把握の進め方について、今、参事官から説明いたしました、考え方としては、重点分野を決めるにはどういう分野のニーズが強いのかということ聞いていかなければいけない。そのときに、日本中のあらゆる例えば個別業の方々まで聞ければいいのですけれども、それは時間的にもマンパワー的にも無理なので、どうしようかということで、まずはここに書いてあるような団体、経済団体、士業、いろいろ関係している方々の意見をまず聞いてみよう。ただ、それだけですと個別の事業者の方のご意見がそうした団体に全部吸い上がっているとは限らないので、協力いただける大企業、中小企業、それぞれの団体等に、個々の事業者の方へのアンケートをお願いしよう、ということで考えてきたわけでございます。さらにその上で、そのようなルートから漏れてしまう方々もおられるかもしれないということで、ホームページで意見募集もしていこうという形で考えているところでございます。

森下代理からございましたけれども、意見の募集というのは、ホットラインにしても、十分な周知は現実になかなか難しい点もあろうかと思っております。ですから、本日、出席されている委員の方々におかれても、それぞれいろいろな関係の世界、お知り合いなり関係している組織もあると思っておりますので、ぜひそういったところも含めて周知及び宣伝もさせていただきたいと思っておりますし、また、逆にこの団体に言っていないのではないかという御疑念があれば、言っていただければ、事務局として、協力していただけるところはどなたに協力いただいても結構でございますので、そういった点についても御指導いただければと思っております。

○高橋部会長 1点、ホットラインのことですが、ホットラインにこういうことをやって

いますと書いていただいて、ここに出していただいたものも結構ですので、それはそちらに転送しますとか、そういうことは内部的にはできないのでしょうか。

○刀禰次長 内閣府の規制改革というホームページの中に、この会議のこともございますし、ホットラインのこともございますし、いずれにしてもそこに付け足していくこととなりますので、同じページの中で、これはこちらで出してくださいという形でわかりやすく、そこは混乱しないように、見やすく、今回はこちらですよという形で示していきたいと思えます。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 まず今、お話に出ていたホームページの話ですけれども、ホットラインというのは続けられるのですね。そうすると、従来のホットラインと規制・行政手続のホームページの募集というものがある。こういうことだとすれば、私の経験からするとホットラインに寄せる人というのは、それがどういう法律に基づいて、どういう仕組みで、何が問題かということがわかっている人もいますけれども、そうでない、ただ問題だという指摘で、なおかつ、その中には非常にまともなものもあるのです。

ですから、もし2つつくるのであれば、その2つから今回のニーズを拾うということをししないと、ホットラインのほうに正に手続の話もたくさんかつては行っていますし、今回設けるもののほうに手続よりは本当に規制そのものが行く場合もありますので、両方でニーズを把握する。要はどちらに出してもいいという前提にして、事務局で両方を見て整理するということだと思います。

○高橋部会長 ちょっと大変かもしれませんが、そこはいかがでしょうか。

○刀禰次長 当然両方見てまいります。ただ、アンケートだとどうしても様式があって、ある程度個々の意見も見ていきたいと思えますし、出てくる件数がそれほど多くなければ全部読み切れることは誰でもできるわけですが、逆にたくさん出てきたときは全部読み切れませんので、どうしても事務局の担当者で見た上で、それを集計して御報告するような形になってまいりたいと思えます。そうすると様式が違うものはなかなか足せないで、そこは先生方の御関心に応じて、我々は当然両方見てまいりますので、また必要な説明を行ってまいりたいと思えます。

○高橋部会長 そこは事務局から、そういう観点から追加説明があればそういう形でもよろしく願いいたします。

それでは、原委員いかがでしょうか。

○原委員 先ほど森下先生がおっしゃられた点は、いずれもおっしゃるとおりと思って伺っておりましたが、補足的に各論で3点ほど申し上げたいのですが、一つはまず中小零細企業の声をしっかり吸い上げるということは、ぜひお願いしたいと思います。これはアンケートなんか大体答えている暇がありませんので、そこをぜひ工夫をお願いしたいというのが1点。

2つ目に、外国企業の方の声を聞く機会をつくれないうかと思えます。これは大崎先生の

対日直投の会議とかぶってしまう面があるのかもしれないのですが、日本の手続でここがおかしいというのが一番わかっているのは外国企業の方だと思いますので、そのために吉田委員がいらっしゃるといふことかもしれませんけれども、ぜひそこもしっかりと伺える機会をつくっていただければと思います。

3点目に、先ほども少し出ましたけれども、経済団体というところから漏れ落ちる領域が幾つかあるのだらうと思います。私は会議の前に吉田委員とお話していたことの受け売りなのですが、例えば保育所で保育士さんがみんな報告のための手続書類のペーパーワークばかりやっているとか、介護の世界とかいろいろなところでそんな話があるわけで、こういった領域を対象として考えるのか、どう拾っていくのかということも御検討いただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

次長、どうぞ。

○刀禰次長 今のお話の中で、最後の3点目はなかなかそういう方の声を拾うのは難しいものですから、いろいろな形で我々もトライいたしますが、何か具体的なアイデアがあれば、お示しいただければ参考にさせていただきます。

2点目ですけれども、対日投資とか外国企業の方々の御意見というのは大変大事だと思っております。他方、今回始めましたときにパート1、パート2と連携する中で、似たような調査を短期間で政府から2カ所からばらばらにやることは、またかえって御負担をおかけするだらうということなので、基本的には対日投資関係、外国企業関係のニーズはパート1でしっかり調査をしていただくということにしております。先ほどジェトロの調査の集計が出ていましたが、あれもまだ中間的な整理ということにして、最終的に整理したものが出てくると聞いておりますので、基本的にはそこを見ていきたい。もしそれでまた足りない観点がもしあればそのときに考えますが、基本的な考え方は、事業者の負担も考えてそうしようというつもりで関係者は分担をしてやっているという状況で、またそれも見いただければと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

規制の廃止そのものを含めてとるかどうか。この辺は御指摘をいただきましたので、これは預からせていただいて、ただ、基本的にはこの案どおりにさせていただくという方向でよろしいでしょうか。では、時間もございますので、基本的にはこの案を原案にしまして、あと、いただいた意見をどうするのかというのは私と事務局で決めさせていただきたいと思います。

そういう形で取り扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の説明は以上でございますが、さらに全体として御指摘を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。全般にわたりまして御頂戴したいと思っております。



吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 原さんと少しお話させていただいたのですが、これからIT化をして行政の簡素化をしていく。こちらの道は絶対に間違いないと思うのです。今議論をする必要はないと思いますが、皆様の念頭にぜひ入れておいていただきたい、また御意見もいただきたいのは、マイナンバーをどうするかということです。日本で初めて本格的に国民全員に識別子というものを与えました。ここがITを利用した行政手続き改革の完全にバックボーンになるわけですね。これによってプロセスの簡素化が可能になり、ビッグデータの活用が進みます。だからそこを、マイナンバーを別の機会に議論をするのではなく、すべての話の中心にマイナンバーを置いたらいいのではないかと思います。今、誰にでも与えられているEメールアドレスによって、ネットや通信など、さまざまな分野のサービスが享受できるようになった。新しい世界に入ると思います。

このマイナンバー制度は、2年後に見直しをすることになっているようですが、将来の検討に任せるということにせず、そこは2年後のいろいろな状況を意識をして、今議論すべきではないかと考えています。すごくここは大事なポイントだと思いますので、皆さんの御意見をお聞きしたいと存じます。

○高橋部会長 事務局、そのマイナンバー関係をどうするかというのはいかがでしょう。

○刀禰次長 今の点は大事な観点だと我々は思っております。本日は議長もご出席いただいておりますけれども、会議本体のこれからの議題の中で、デジタル社会の中でどういう規制が問題に残っているのかということについて御議論いただくことを、今、皆で考えているところでございますので、恐らくそれに対応するワーキングなどでそういった議論が行われると思います。この手続部会としては、そういう状況を念頭に、結局この手続のコストをどういうふうに考えていくかということをお議論いただくことが大事だと思っております。

○高橋部会長 森下委員、いかがでしょうか。

○森下部会長代理 今の点に関係してなのですけれども、IT戦略本部はどのような議論をしているのでしょうか。私は全然マイナンバーをめぐる状況がどうなっているかはわからないので、1回そこも調べて報告してもらおうと話が進みやすいと思うのです。状況として向こうのほうは何をやろうとしているかわからないと、なかなかこちらの議論がしづらいかなど思うので、内容としては本当に吉田さんが言われるように非常に重要だと思いますし、それこそマイナンバーを入れたら住所とかそのようなものは入れなくていいというぐらい本来あるわけですね。書類の簡素化にもつながる話なので、その状況だけ報告をぜひお願いしたいと思うのです。

○高橋部会長 次長、いかがでしょうか。

○刀禰次長 今のマイナンバーも含めたIT化への対応について、IT戦略本部を中心にこれまでもかなりいろいろな取組をしていますし、議論も行っております。その中で進んだ部分もあれば、例えばプライバシーとの関係等でまだ難しい点が残っているという点もある

うかと思えます。そういった点について、事務局としてもいろいろとヒアリングをしておりますが、今の御指摘もございましたので、どういう形でお答えするか、この部会の限られた時間の中で行った方がよろしいのか、それとも個別に御説明するのがよろしいのかを含めて、部会長と御相談して進めさせていただきたいと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。そういう形で取り扱わせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、多少時間が早いわけですが、こういう形で全体として事業者ニーズの把握等の具体的な進め方については事務局で経済団体と調整しつつ、私のほうで相談してまいりたいと思えます。

最後に、事務局から何か御説明はございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、どうも御協力いただきまして時間より前に終わりました。大変ありがとうございました。これにて会議を終了いたします。